別表第二建設工事に伴う副産物の項の次に次のように加える。

放射線の量（粉じん等の発生に伴うもの）	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	一　調査すべき情報 イ　放射線の量の状況 ロ　気象の状況 二　調査の基本的な手法 三　調査地域 四　調査地点 五　調査期間等	一　予測の基本的な手法 二　予測地域 三　予測地点 四　予測対象時期等
		一　調査すべき情報 イ　放射線の量の状況 ロ　気象の状況 二　調査の基本的な手法 三　調査地域 四　調査地点 五　調査期間等	一　予測の基本的な手法 二　予測地域 三　予測地点 四　予測対象時期等

放射線の量（水の濁りの発生に伴うもの）	雨水の排水	一　調査すべき情報 放射線の量の状況 二　調査の基本的な手法 三　調査地域 四　調査地点 五　調査期間等	一　予測の基本的な手法 二　予測地域 三　予測地点 四　予測対象時期等
放射線の量（建設工事に伴う副産物に係るもの）	造成工事	一　予測の基本的な手法 二　予測地域 三　予測対象時期等	一　予測の基本的な手法 二　予測地域 三　予測地点 四　予測対象時期等

別表第二の備考に次のように加える。

八　この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

（独立行政法人都市再生機構が行う宅地の造成の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第十三条　独立行政法人都市再生機構が行う宅地の造成の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項各号中「環境要素」の下に「（第二十一条第四項第四号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。）」を加える。

第十四条第四項中「記載された意見」の下に「及び見解」を加える。

第二十条第一項第二号イに次のように加える。

(7)　一般環境中の放射性物質の状況

第二十一条第四項第一号及び第二号中「（第四号に掲げるものを除く。別表第一において同じ。）」を削り、同項第三号中「（次号に掲げるものを除く。別表第一において同じ。）」を削り、同項第四号中「環境要素」の下に「（次号に掲げるものを除く。別表第一において同じ。）」を加え、同項に次の一号を加える。

五　一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素

イ　放射線の量

第二十二条第一項に次の一号を加える。

七　前条第四項第五号に掲げる環境要素に係る選定項目については、放射線の量の変化を把握できること。